墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年１２月１０日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第５０号

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

墨田区地域プラザ条例（平成２４年墨田区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

別表第１本所地域プラザの項中「和室」の次に「、イベントスペースＡ、イベントスペースＢ」を加える。

別表第３　２本所地域プラザの部和室の項の次に次のように加える。

イベントスペースＡ	２，４００円	３，１００円	３，１００円
イベントスペースＢ	１，７００円	２，２００円	２，２００円

付　則

この条例は、平成２６年１月１日から施行する。